

議案第 31 号

甲府市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定について

甲府市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 31 年 2 月 27 日提出

甲府市長 樋口 雄一

甲府市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(甲府市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 甲府市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 24 年 12 月条例第 41 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「山梨県指定居宅サービス等の事業に関する基準等を定める条例(平成 24 年山梨県条例第 58 号。以下「居宅サービス条例」という。)第 5 条第 2 項」を「甲府市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 31 年 3 月条例第 号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。)第 6 条第 2 項」に改め、同条第 4 項中「居宅サービス条例第 5 条第 1 項」を「指定居宅サービス等基準条例第 6 条第 1 項」に、「居宅サービス条例第 64 条第 1 項」を「指定居宅サービス等基準条例第 68 条第 1 項」に改め、同条第 5 項第 1 号中「居宅サービス条例第 147 条第 1 項」を「指定居宅サービス等基準条例第 136 条第 1 項」に改め、同項第 2 号中「居宅サービス条例第 189 条第 1 項」を「指定居宅サービス等基準条例第 180 条第 1 項」に改め、同項第 3 号中「居宅サービス条例第 216 条第 1 項」を「指定居宅サービス等基準条例第 207 条第 1 項」に改め、同条第 12 項中「居宅サービス条例第

64条第1項」を「指定居宅サービス等基準条例第68条第1項」に、「居宅サービス条例第63条」を「指定居宅サービス等基準条例第67条」に、「居宅サービス条例第64条第1項第1号イ」を「指定居宅サービス等基準条例第68条第1項第1号ア」に、「同条第1項第1号イ」を「同条第1項第1号ア」に改める。

第49条中「居宅サービス条例第5条第1項」を「指定居宅サービス等基準条例第6条第1項」に改める。

第52条第6号中「居宅サービス条例第64条第1項第1号」を「指定居宅サービス等基準条例第68条第1項第1号」に改める。

第60条の20の2中「山梨県指定障害福祉サービスの事業等に関する基準等を定める条例（平成24年山梨県条例第68号。以下この条において「指定障害福祉サービス等条例」という。）第81条第1項」を「甲府市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成31年3月条例第 号。以下この条において「指定障害福祉サービス等基準条例」という。）第84条第1項」に、「指定障害福祉サービス等条例第144条第1項」を「指定障害福祉サービス等基準条例第137条第1項」に、「指定障害福祉サービス等条例第154条第1項」を「指定障害福祉サービス等基準条例第151条第1項」に、「指定障害福祉サービス等条例第81条第1項」を「指定障害福祉サービス等基準条例第84条第1項」に、「指定障害福祉サービス等条例第80条」を「指定障害福祉サービス等基準条例第83条」に、「指定障害福祉サービス等条例第143条」を「指定障害福祉サービス等基準条例第136条」に、「指定障害福祉サービス等条例第153条」を「指定障害福祉サービス等基準条例第150条」に改める。

第60条の31第3項中「居宅サービス条例第73条第1項」を「指定居宅サービス等基準条例第77条第1項」に改める。

第152条第3項中「山梨県指定介護老人福祉施設に関する基準等を定める条例（平成24年山梨県条例第60号。以下「施設基準条例」という。）第43条」を「甲府市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年12月条例第48号。以下「指定介護老人福祉施設基準条例」という。）第45条」に、「施設基準条例第52条第2項」を「指定介護老

人福祉施設基準条例第54条第2項」に改め、同条第13項中「居宅サービス条例第99条第1項」を「指定居宅サービス等基準条例第103条第1項」に改める。

第191条中「居宅サービス条例第63条」を「指定居宅サービス等基準条例第67条」に改める。

第192条第14項中「居宅サービス条例第64条第1項第1号イ」を「指定居宅サービス等基準条例第68条第1項第1号ア」に、「同条第1項第1号イ」を「同条第1項第1号ア」に改める。

(甲府市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 甲府市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成24年12月条例第42号)の一部を次のように改正する。

第46条第1項中「山梨県指定居宅サービス等の事業に関する基準等を定める条例(平成24年山梨県条例第58号。以下「居宅サービス条例」という。)第5条第1項」を「甲府市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成31年3月条例第 号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。)第6条第1項」に、「居宅サービス条例第64条第1項」を「指定居宅サービス等基準条例第68条第1項」に改める。

(甲府市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 甲府市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成26年12月条例第33号)の一部を次のように改正する。

第32条第12号中「山梨県指定介護予防サービス等の事業に関する基準等を定める条例(平成24年山梨県条例第59号。以下この号、次号及び第16号において「県条例」という。)第76条第2号」を「甲府市指定介護予防サービス

等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成31年3月条例第号。以下この号、次号及び第16号において「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第57条第2号に、「県条例に」を「指定介護予防サービス等基準条例に」に改め、同条第13号中「県条例」を「指定介護予防サービス等基準条例」に改め、同条第16号イ中「県条例第117条第1項」を「指定介護予防サービス等基準条例第78条第1項」に改める。

（甲府市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第4条 甲府市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成30年3月条例第2号）の一部を次のように改正する。

第15条第12号中「山梨県指定居宅サービス等の事業に関する基準等を定める条例（平成24年山梨県条例第58号）」を「甲府市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成31年3月条例第号）」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

提案理由

甲府市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等介護保険法等に基づき中核市が処理する事務に関し定める条例の制定に伴い、関係条例の所要の改正を行うについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。